（＊受付印）
神奈川県
選挙管理委員会
令和 −8.4.−2 収受
第 1518 号

収支報告書

（その１）

令和 7 年分

※該当箇所に☑してください。

政治団体の区分
☐ 政党の支部
☑ その他の政治団体（後援会等）
☐ その他の政治団体の支部
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 全国（２都道府県以上）　☑ 神奈川県内

（ふりがな）（ ずしわくすと ）

1 政治団体の名称　逗子わくすと

2 主たる事務所の所在地　鎌倉市極楽寺３−14−21

3 代表者の氏名　寺田浩元

4 会計責任者の氏名　安藤貢

事務担当者の氏名　寺田浩元

連絡先（電話番号）　−　−

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
※以下 指定「有」の場合のみ記載
公職の種類
（現職 ・ 候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
（現職 ・ 候補者等）

＊この部分は何も記載しないでください。

＊	団体区分	団体コード	受付者	区分	処理
	政・国 資・他 561	10280		N K G 他	

(※)資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

		金額
ア　収　入　総　額　(ア)＋(イ)	01	0
(ア)　前年からの繰越額	02	0
(イ)　本年の収入額	03	0
イ　支　出　総　額	04	0
ウ　翌年への繰越額　（アーイ）	05	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金　額	06	0 円
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	07	人

(2) 寄　附			
ア　寄附(イを除く。)の区分		金額	備考
(ア) 個人からの寄附	08		
（うち特定寄附）	09		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10		
(ウ) 政治団体からの寄附	11		
小　計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	12	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	13		
イ　政党匿名寄附	14	0	
合　計（ア　＋　イ）	15	0	

資　産　等　の　状　況

(その17)

1　資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア　土　　地	□	☑		
02	イ　建　　物	□	☑		
03	ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑		
04	エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑		
05	オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑		
06	カ　金銭信託	□	☑		
07	キ　有価証券	□	☑		
08	ク　出資による権利	□	☑		
09	ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑		
10	コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑		
11	サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑		
12	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。
　2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年 4月2日

政治団体の名称 甘子ねこすと

会計責任者の氏名 安藤貢

〈解散の場合のみ〉
代表者の氏名

注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。